

平成24年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

特許性判断におけるクレーム解釈に関する 調査研究報告書

平成25年2月

一般財団法人 知的財産研究所

いて何ら暗に示すものではないにもかかわらず、併用療法を意図することにより有効にクレームを限定する。

(ii) 国内ヒアリング

- ・日本の場合には具体的に相手方を記載することによって認められるが、欧州は厳しいと感じる。
- ・欧州では、権利行使はドイツで可能であった。他の加盟国では経験がないので答えられない。

4. 中国の運用について

(1) 概要

中国では、サブコンビネーション・クレームの記載は、表現形式として認められている。審査においては、通常のクレームの審査基準が適用されており、一方のサブコンビネーション・クレームに他方のサブコンビネーションに関する記載がある場合、他方のサブコンビネーションの特徴も考慮して審査されるが、保護主題は、一方のサブコンビネーションである。

(2) 審査指南

審査指南第二部分第二章3.1.2

審査官が注意しなければならないのは、並列独立請求項も、前の独立請求項を引用する場合がある。例えば、・・・「請求項1におけるコンセントに対応するプラグで、…」など。このようなその他の独立請求項を引用する請求項は並列独立請求項であり、従属請求項とみなされてはならない。こうした別の請求項を引用している独立請求項の保護範囲を確定する時に、引用された請求項の全ての特徴を配慮しなければならないが、その実際の限定役目は、最終的に当該独立請求項の保護主題に与えた影響において具現しなければならない。

と記載されており、例示されているプラグの場合、コンセントの限定役目は、最終的にプラグに与えた影響において具現する必要があり、コンセントに関する記載により、プラグの構造を特定することができる場合には、当該コンセントに関する記載は、クレーム解釈において考慮されると考えられる。

(3) 審判決例

(i) 審決・行政訴訟

サブコンビネーション・クレームの単一性等に関する審決は見受けられるが、クレーム解釈に関する判決は特に見当たらなかった。

(ii) 侵害訴訟

北京市第二中級人民法院2007年12月20日判決、(2007)二中民初字第527 (精工愛普生(株) 対 広州麦普科技有限公司)

インクカートリッジの特許で、サブコンビネーション・クレームに記載されているプリンタの構成も発明の一部とみなし、イ号製品であるインクカートリッジがプリンタの構成要件を満たしていないので、非侵害と判断された。

(4) 質問票・ヒアリング調査

(i) 海外 (中国)

- ・中国ではクレームのカテゴリについて制限はない。単一の発明概念が形成されていればカテゴリが異なっても認められる。審査では、プリンタの構成はインクカートリッジを限定するものではないと考えられているので、その構成要素は新規性・進歩性の判断において考慮されず、インクカートリッジのクレームは新規性・進歩性なしと判断されることがある。また、審査指南第二部分第二章3.2.2の「一方、請求項の主題名は請求項の技術的内容と対応していなければならない。」とあることを根拠に、クレームが不明確と指摘されることがある。
- ・審査指南にはコンセントとプラグの例があるが、プラグの構造を表現するのが難しく、コンセントの構造を表現してプラグの構造を特定できれば、プラグのクレームは認められるし、特定できなければ、認められない。したがって、インクカートリッジの場合も、どのプリンタとも共働するものであれば、インクカートリッジを限定するものではないと考えられるが、特別なプリンタとだけ共働するものであれば、インクカートリッジの特徴だと考えられる。一方のサブコンビネーションの特徴を限定した他方のサブコンビネーションのクレームだけでも、他方のサブコンビネーションの特徴が反映できれば認められる可能性はあるが、明細書で一方のサブコンビネーションの特徴を限定しているか詳細に説明する方が望ましい。

- ・北京第二中級人民法院では、サブコンビネーション・クレームで記載されたインクカートリッジの特許についての侵害事件において、権利行使の際にリスクがあることを示している。特定のプリンタにのみ使用される専用品であれば間接侵害となり、どのプリンタにも使用できるのであれば、間接侵害は成立しない可能性を示している。ただし、当該判例の考え方が、他の裁判に与える影響は不明である。

(ii) 国内ヒアリング

- ・中国では、サブコンビネーション・クレームは普通のクレームとして審査する、例えば、プリンタとインクカートリッジの場合に、インクカートリッジに特徴がない場合にはインクカートリッジのクレームは登録されない。プリンタ本体については考慮されない。
- ・中国において出願時については問題を感じたことは余りないが、権利行使時に裁判所によるばらつきがあり、中国では実際の権利行使の経験はないので様子見中である。

5. 韓国の運用について

(1) 概要

韓国では、サブコンビネーション・クレームの記載は、表現形式として認められている。審査におけるクレーム解釈では、通常の審査基準が適用されている。他方のサブコンビネーションに関する記載があることにより、クレームが機能・特性等により特定される場合には、機能クレームに関する審査基準が適用され、他方のサブコンビネーションの記載も考慮される。しかし、クレームに記載のサブコンビネーション自体に先行技術との相違がない場合は新規性が否定される。

(2) 審査指針

サブコンビネーション・クレームに関して、単一性の問題等以外には、特別な規定は審査指針には見当たらない。

(3) 審判決例

サブコンビネーション・クレームの有効性判断におけるクレーム解釈に影響を与える判例は見当たらない。

(4) 質問票・ヒアリング調査

韓国では、ジェプソン形式クレームの前提部分は、侵害訴訟における権利解釈の際には、考慮されるだろう。

プリンタで用いられるカートリッジに関する特許(KR258609 B1)の有効性を争う訴訟において、コンビネーションの一方であるカートリッジに関する請求項に含まれるコンビネーションの他方である本体側の構成及び構造に関する記載に対して、記載不備に該当するのではないかが検討された事例があった。該当事例において、コンビネーションの他方である本体側の構成及び構造に関する記載により本体側の動力伝達環境が具体的に特定されることによって、コンビネーションの一方であるカートリッジと装置本体との間の結合関係及び駆動力伝達関係がさらに明確になるので、これが記載不備と認められないと判断された。

サーバーとクライアント等の通信分野において、かかる解釈が主要な争点となった事例はないが、実務経験上、サブコンビネーションの一方に関するクレームにコンビネーションの他方に関する記載を含ませることは広く用いられる請求の範囲の記載方法である。審査においても、かかる記載は記載不備として取り扱わず、通常、コンビネーションの一方を特定するための記載と解される。したがって、経験上、コンビネーション・クレームの解釈が技術分野別に異なるとは考えられない。

6. 各国の運用の比較

(1) 法令・審査基準・審判決

日米欧中韓のいずれにおいても、サブコンビネーション・クレームの記載は、表現形式として認められる。

一方で、各国とも審査基準においてサブコンビネーション・クレームのクレーム解釈について、特別な規定は設けていないことから、日米欧中韓のいずれにおいても、審査基準に記載の一般的な考え方を適用してクレーム解釈がなされていると考えられる。

ヒアリング結果や各国のクレーム中のプリアンブル部分の解釈手法から判断するに、日本の「装着すべき装置本体に関する記載により特定される物の発明（カートリッジ発明）に対する審査基準の適用について」で明確化されたサブコンビネーション・クレームの解釈についての考え方、すなわち、「カートリッジ発明は、「カートリッジ」の発明なので、装着すべき装置本体に関する記載は、形状・構造・作用・機能・方法・用途等の観点からカートリッジの発明と特定するための事項と解釈する。」との考え方は、各国においてもおおむね共通しているものと考えられる。

ただし、機能・特性等により表現されたクレームや、用途クレームのクレーム解釈の手法については、各国で異なる部分があることから、結果として、サブコンビネーション・クレームのクレーム解釈が相違する可能性もある。

(2) 質問票・ヒアリング調査

欧州特許庁では、出願人が、最も近い先行技術に実際に表われていない特徴をクレームのプリアンブルに挿入した場合、審査官は出願人にその特徴を特徴項に移動させるように要求する。出願人は、最初は、自ら最も近いと思う先行技術文献でクレームを作成し、審査中に、他の文献が最も近いと考えられ、クレームを調整する必要があるため、このことはしばしば起こる。米国特許出願（及び特許）は、ほとんど二部形式ではなく一部形式のクレームである。しかし、米国では、二部形式（Jepson）クレームを使用する場合、特徴項の前に記載されている特徴は、定義上、先行技術とみなされる。出願人が、うっかり新規な特徴をプリアンブルに記載した場合、それは先行技術とみなされ、特許性に問題を生じる場合がある。

中国では、日本の「装着すべき装置本体に関する記載により特定される物の発明（カートリッジ発明）に対する審査基準の適用について」と類似する特別規定は審査指南に存在しないが、判断方法としては、日本と類似していると思う。

実務過程において、サブコンビネーションが問題となる事例は多くない。ただし、サブコンビネーション・クレームの審査と関連して、韓国をはじめとして米国、欧州、日本などで同一のクレームで登録された事例を接したことがあり、これにかんがみると、IP5における審査運用実態には大きな違いがないのではないかという印象を持っている。

資料 I

各国の関連する
法令・審査基準抜粋

資料 4

中国の法令・審査指南

サブコンビネーション・クレーム

1. 專利審査指南

第二部分 第二章

3.1 權利請求

3.1.1 請求項の種類

性質によって区分すると、請求項は2種類の基本的なタイプがある。つまり、物の請求項及び活動の請求項、若しくは簡単に、製品請求項及び方法請求項と呼ばれる。1種類目の基本的なタイプの請求項には人的技術により生産された物（製品、設備）を含む。2種類目の基本的なタイプの請求項には、時間経過要素を有する活動を含む。物の請求項に当たるのは、物品、物質、材料、工具、装置、設備などの請求項であり、活動の請求項に当たるのは、製造方法、使用方法、通信方法、処理方法及び製品を特定な用途に使う方法などの請求項である。種類により請求項を区分するのは、請求項の保護範囲を確定することが目的である。通常の場合、請求項の保護範囲を確定する時に、請求項における全ての特徴は考慮しなければならない。各特徴の実際の限定役目は当該請求項で保護を求めている主題において具現しなければならない。例えば、製品の請求項における1つ又は複数の技術的特徴は、構造的特徴によってもパラメータ特徴によっても明確に特徴づけることができない場合には、方法的特徴を介して特徴づけることを許容する。但し、方法的特徴により特徴づける製品請求項の保護主題はやはり製品である。その実際の限定役目は、保護を求めている製品そのものに与える影響が如何なるものかによって決まる。

主題の名称に用途限定を含む製品請求項について、その用途限定は当該製品請求項の保護範囲を確定する時には配慮しなければならないが、実際の限定役目は、保護を求めている製品そのものに与える影響が如何なるものかによって決まる。例えば、主題名称が「鋼湯鑄造用金型」である請求項において、その「鋼湯鑄造用」という用途は主題の「金型」に対して限定役目がある。「氷塊成型用プラスチックボックス型」については、その融解点が「鋼湯鑄造用金型」の融解点よりは遥かに低いもので、鋼湯鑄造に用いられないため、前述の請求項の保護範囲に入らない。但し、「…用」との限定は、保護を求めている製品又は設備そのものに影響を与えることなく、単に製品又は設備の用途や使い方を記述しているだけであるならば、製品又は設備の、例えば新規性、創造性を備えるかどうかの判断には役目を果たさないことになる。例えば、「…用の化合物X」において、もしその中の「…用」は化合物Xそのものに何の影響も与えないものなら、当該化合物Xが新規性と創造性を備えるかどうかを判断する時に、その中の用途限定は役目を果たさないことになる。

3.1.2 独立請求項と従属請求項

独立請求項は発明又は実用新案の技術方案を全体的に反映し、技術的問題を解決するために必要な技

術的特徴を記載しなければならない。

必要な技術的特徴とは、発明又は実用新案でその技術的問題を解決するには不可欠な技術的特徴をいい、その総和は、発明又は実用新案の技術方案を構成するに足るものであって、背景技術におけるその他の技術方案から区別させるようにしている。

ある技術的特徴が必要な技術的特徴であるかどうかを判断するには、解決しようとする技術的問題を基に、説明書で記述された全体の内容を考慮しなければならない。単に、実施例における技術的特徴を必要な技術的特徴としてそのまま認定してはならない。

ある専利出願の権利要求書において、独立請求項により限定される1つの発明又は実用新案の保護範囲が最も広い。

もし、ある請求項は、同一種類の別な請求項における全ての技術的特徴を含んでおり、かつ当該別な請求項の技術方案をさらに限定しているならば、当該請求項は従属請求項になる。従属請求項は、付加的な技術的特徴を用いて、引用された請求項をさらに限定しているので、その保護範囲はその引用された請求項の保護範囲内に含まれるものである。

従属請求項の付加的な技術的特徴は、引用された請求項の技術的特徴についてさらに限定している技術的特徴でも良いし、追加される技術的特徴でも良い。

1件の専利出願の権利要求書において、少なくとも1つの独立請求項を有しなければならない。2つ又は2つ以上の独立請求項がある場合、一番先頭に書いてある独立請求項は第一独立請求項、その他の独立請求項は並列独立請求項と呼ばれる。審査官が注意しなければならないのは、並列独立請求項も、前の独立請求項を引用する場合がある。例えば、「請求項1における方法を実施する装置で、…」、「請求項1における製品を製造する方法で、…」、「請求項1における部品を含む設備で、…」、「請求項1におけるコンセントに対応するプラグで、…」など。このようなその他の独立請求項を引用する請求項は並列独立請求項であり、従属請求項と見なされてはならない。こうした別の請求項を引用している独立請求項の保護範囲を確定する時に、引用された請求項の全ての特徴を配慮しなければならないが、その実際の限定役目は、最終的に当該独立請求項の保護主題に与えた影響において具現しなければならない。

状況によっては、形式上の従属請求項（つまり、それに従属請求項の引用部分が含まれている）が、実体的には従属請求項であるとは限らない。例えば、独立請求項1は「特徴Xを含む工作機械」であり、その後の別の請求項は「請求項1に述べた工作機械に基づき、特徴Yを特徴Xに代えることを特徴とする」との場合には、後者の請求項も独立請求項である。審査官は書き方の形式だけにより後者の請求項を従属請求項と判定してはならない。

資料Ⅱ

審判決の内容

したがって、組換えDGL及びその派生ペプチド自体が公知なものであるとはいえ、構成2)は請求項27と公知技術との相違点であり、かつ請求項27の発明がウィルス又はサブウィルスの汚染リスクを低減するという有利な効果を有するので、進歩性を有する。この場合、請求項27の従属項28も進歩性を有する。

サブコンビネーション・クレーム

北京市第二中級人民法院民事判決書（2007）二中民初字第527号（セイコーエプソン対広州麦普科技有限公司等特許侵害事件）

【本件特許】

特許番号：200410001693.2「インクカートリッジ」

【経緯】

セイコーエプソン（以下、「原告」という）は、本件特許の請求項1に基づき、広州麦普科技有限公司（Mipo Science & Technology Co. Ltd、以下、「被告」という）などが特許権侵害したと提訴した。

【請求項1】

「インクジェット式記録装置の突起が形成されるレバーを有するキャリッジに設けられ、インク供給針を通じて記録ヘッドにインクを供給するためのインクカートリッジにおいて、
…と、
…インクカートリッジをキャリッジに設ける時に前記インク供給針を収容するためのインク供給口と、
…インクカートリッジをキャリッジに設ける時に、記録装置の接点に電氣的に接続されるための前記回路基板に形成された複数の接点と、…を備えるインクカートリッジ。」

被告は、「本件特許の請求項1には、『突起が形成されるレバーを有するキャリッジ』という構成要件が規定されている。かつ請求項1には、インクカートリッジがキャリッジに装着されている状態を何回も強調したので、キャリッジは本件特許の必須要件であると言える。一方、自社のインクカートリッジ製品はキャリッジを有しないため、特許権侵害にならない。」と反論した。

原告は、キャリッジはインクカートリッジ自体及びその構成部品の用途に関する記載であり、本件特許の必須要件ではないと主張した。

裁判所は、被告のインクカートリッジ製品はキャリッジを含まないので、特許権侵害していないと判断した。

【判旨】

本件特許の請求項1はインクカートリッジに関するものであるが、このインクカートリッジは特別のインクジェット式記録装置のキャリッジに設けられるものである。この請求項は、インクカートリッ

ジの構造だけではなく、それに合わせるキャリッジの構造についても「当該キャリッジは、突起が形成されるレバーを有する」と明確に規定している。

「突起が形成されるレバーを有するキャリッジ」について、文言記載からすれば、「インクカートリッジ」との修飾関係を具備させ、インクカートリッジの用途を示すための言葉が一切ない。総合的に分析した結果、「突起が形成されるレバーを有するキャリッジ」と、「当該インクカートリッジは、…を備える」は並列関係である。明細書の26個の図面には、キャリッジについて直接又は間接示す図は19個がある。明細書の実施の形態には、本件特許でキャリッジの機能をどのように実現するかについて何回も言及している。このように、キャリッジは本件特許の発明の重要な組成部分であると言える。キャリッジという必須要件を完全に無視することにより、本件特許の権利範囲が不適切に拡大され、社会公衆の利益を損することになるので、原告の主張は認められない。被告のインクカートリッジ製品はキャリッジを含まないので、特許権侵害にならない。

特許復審委員会第11020号無効審決

この事例において、接触式蒸気シールが蒸気タービンに取り付けられることができる。クレーム1より保護を求める接触式蒸気シールに対する解釈は、接触式蒸気シールが取り付けられた蒸気タービンを考慮するかどうかについて、合議体が次のことを認めていた。即ち、クレーム1が接触式蒸気シールに対する保護を求めており、蒸気シールリングと、摺動板を含み、そのうちの摺動板は蒸気シールリング内に取り付けられ、当該摺動板の内径は回転軸と接触している。特許法の第56条の第1項の規定によって、明細書と図面はクレームの解釈に用いられることができるので、明細書における背景技術の内容と発明内容の記載により、クレーム1より保護を求める接触式蒸気シールは、内部に高温、高圧の蒸気が存在する蒸気タービンに用いられることが分かった。ここで、合議体は接触式蒸気シールが取り付けられた蒸気タービンの用途、種類を考慮し、これにより次のことを認めていた。証拠1には送風機用石墨填料シールを公開しており、石墨填料シールに含まれる斜めほぞで接する填料リングは、その裏面にあるばねの作用で回転軸と接触する。当業者に対して、証拠1に公開された接触式シールが小型工業用蒸気タービンに用いられることは、小型工業用蒸気タービンの回転軸の回転速度が高くなく、シールが働く環境は低温低圧の気体で決めることである。一方、中、大型蒸気タービンについて、機械運転環境が高温高圧の気体であり、しかも回転軸の回転速度はきわめて速く、このような状況で接触式のシールを使用すると故障率がとても高く、通常では当業者が大型蒸気タービンにこのようなシールを採用しなく、隙間式のシールのみを採用する。したがって、証拠1より、接触式シールが低温低圧のような状況の蒸気タービンに用いられる示唆のみ与えた。一方、本特許のクレーム1が解決しようとする技術課題は、高温高圧蒸気を有する蒸気タービンにおけるシールリングが、回転軸との間に隙間があるので、蒸気が漏れる恐れがある問題である。クレーム1-5より保護を求める接触式シールは、内部が高温、高圧の蒸気を有する蒸気タービンに用いられるので、当業者が証拠1から示唆を得て、また、証拠2と結び付け、クレーム1より保護を求める技術方案を容易に得ることができない。

・サブコンビネーションに関するクレームの解釈

中国ではサブコンビネーション・クレームのような表現がない。中国の審査指南第二部分第二章の3.1.2節「独立クレームと従属クレーム」において引用された「クレーム1におけるコンセントに対するプラグ、、、」は、その他の独立クレームを引用したクレームが並列独立クレームであり、従属クレ

ームではないことについて説明することである。

その保護範囲を確定する際に、引用されたクレームの特徴に対して全て考慮しなければならないが、その実質的な限定効果は、当該クレームが求める保護によりどのような影響が生じたかを最終的に反映しなければならない。

第11020号無効審決は、発明名称「接触式蒸気シール」の特許無効事件（特許番号：02128382.6）に関し、授權公告のクレーム1は次のとおりである。

「蒸気シールリング(5)と、摺動板(8)と、薄片ばね(9)と、位置決め穴(10)と、位置決めねじ(11)と係合原構造蒸気シリンダー(1)と、回転軸(2)と、T型溝(3)と、板ばね(4)とから構成する接触式蒸気シールであって、

分割式の蒸気シールリング(5)の断面をT形に形成し、背部に板ばね(4)が取り付けられた後に、蒸気シリンダー(1)に形成したT型溝(3)内にスライドで入っており、多等分ジョイントを有する長方形断面の摺動板(8)の背部に薄片ばね(9)を取り付け、蒸気シールリング(5)の長方形溝内に係合しており、長方形断面の摺動板(8)の背部で1つのキャビティ(7)を取っておき、長方形断面の摺動板(8)の側面で位置決め穴(10)を開け、位置決めねじ(11)で長方形断面の摺動板(8)に対して位置付けをし、この長方形断面の摺動板(8)の内径は回転軸と接触することにより、接触式蒸気シールを構成する接触式蒸気シール。」

無効請求人が証拠1（機械工業出版社より1984年3月に出版された《機械工程ハンドブック》）と証拠2（水利電力出版社より1987年10月に出版された《大型蒸気タービンの据え付け》）を証拠として上述のクレームに対して無効請求をした。

本特許のクレーム1の保護範囲に関しては、クレームに具体的に限定しなかったが、無効審決により、その進歩性の判断ポイントは「明細書の解釈によって、クレームが保護を求める製品は特殊分野のみに適用する」ことであった。つまり、合議体は次のように判断した。

1、本特許のクレーム1が接触式蒸気シールの保護を求めており、蒸気シールリングと、摺動板を含み、そのうちの摺動板は蒸気シールリング内に取り付けられ、当該摺動板の内径は回転軸と接触している。特許法の第56条の第1項の規定によって、明細書と図面はクレームの解釈に用いられることができるので、明細書における背景技術の内容と発明内容の記載により、クレーム1が保護を求める接触式蒸気シールは、内部に高温、高圧の蒸気が存在する蒸気タービンに用いられることが分かった。

証拠2（《大型蒸気タービンの据え付け》）は、大型蒸気タービンの据え付けに関し、その中の第116ページの図3-94、図3-95は共に蒸気シールを公開している。具体的に次の内容が公開された。蒸気シールリング3は断面がT形である端部を有し、この端部を利用して蒸気シール筒（本特許の蒸気シリンダーに相当する）内で固定され、蒸気シールリング3のT形端部の背面と蒸気シール筒の間に平板ばね2（本特許の板ばねに相当する）が取り付けられ、蒸気シールリング3と回転子5（本特許の回転軸に相当する）の間に蒸気シール隙間を形成する。

本特許のクレーム1が保護を求める技術方案と証拠2の区別は、クレーム1の方案に摺動板を含み、摺動板の内径が回転軸と接触することである。

証拠1（《機械工程ハンドブック》）の第23-83ページ～第23-84ページおよび図23.4-25には、送風機用石墨填料シールを公開しており、具体的に次の内容を公開した。送風機のハウジングと回転軸の間に石墨填料シールを配置し、このシールに含まれる斜めほぞで接する填料リングは、その裏面にあるばねの作用で回転軸と接触する。このシールは常に小型工業用蒸気タービンにも採用されている。当業者に対して、証拠1に公開されたこのような接触式密封シールが小型工業用蒸気タービンに用られる

理由は、小型工業用蒸気タービンの回転軸の回転速度が高くなく、シールが働く環境は低温低圧の気体で決めることである。一方、中、大型蒸気タービンについて、機械運転環境が高温高圧の気体であり、しかも回転軸の回転速度はきわめて速く、このような状況で接触式のシールを使用すると故障率がとても高く、通常では当業者が大型蒸気タービンにこのようなシールを採用しなく、隙間式のシールのみを採用する。したがって、証拠1は、接触式シールが低温低圧のような状況の蒸気タービンに用いられる示唆のみ与えた。一方、本特許のクレーム1が解決しようとする技術課題は、高温高圧蒸気タービンにおけるシールリングが、回転軸との間に隙間があるので、蒸気が漏れる恐れがある。クレーム1-5が保護を求める接触式シールは、内部が高温、高圧の蒸気を有する蒸気タービンに用いられるので、当業者が証拠1から示唆を得て、また、証拠2と結び付け、クレーム1が保護を求める技術方案を容易に得ることができない。したがって、クレーム1が際立った実質的な特徴及び顕著な進歩を有し、特許法第22条の第3項に規定された進歩性を有する。

特許復審委員会の第10376号無効審決

この事例において、ボイラーは燃焼室を含み、クレーム2のa方案とb方案が進歩性を有するかどうかの問題があった。合議体は次のことを認めていた。即ち、本特許が解決しようとする技術課題は、エネルギーの浪費もなく、環境汚染を減らすように、燃料を燃えさせている過程において発生する十分に燃えていない可燃物を繰り返し燃焼を行い、十分に燃焼させることである。採用された技術手段は、第1燃焼室と第2燃焼室で燃料をなるべく十分に燃えさせ、これによって、複数回の燃焼効果に達する。

証拠1が解決しようとする技術課題も煙突の黒煙をなくし、燃料節約、煙とほこりから環境に対する汚染を軽減するなどであるが、採用された技術手段は、燃焼室の下部にガス発生室を設け、まず石炭をガスに発生させ、そしてガスを唯一の燃焼室の中で燃えさせる。この2つの技術方案は共に燃料を十分に燃えさせることができるが、上述の分析により分かるように、両者が採用された技術方案は異なっている。本特許は燃料を直接に異なる燃焼室の中で燃えさせることである一方、証拠1は、まずガスを形成しなければならず、しかも証拠1には、ボイラーに燃料を異なる燃焼室の中で繰り返し燃えさせるいかなる技術示唆と技術指導を与えていない。したがって、クレーム2のa技術方案は非自明であり、エネルギーの節約、汚染減少など有益な技術効果が生じるので、クレーム2のa技術方案は証拠1に対して際立った実質的な特徴及び顕著な進歩を有し、進歩を有している。同様に、このb方案は、燃料を燃焼室で3回以上十分に燃えさせることで、複数回燃える効果に達するによって、十分に燃える機会を与え、エネルギーの浪費もなく、環境汚染を減らす技術効果に達成できる。証拠1には複数の燃焼室の技術的特徴を公開しておらず、それに応じて燃焼室の間の接続関係も公開していない。明らかに両者が採用された技術方案が異なり、しかも証拠1にはボイラーに燃料を異なる燃焼室の中で繰り返し燃えさせるいかなる技術示唆と技術指導を与えていない。権利は2のb技術方案は非自明であり、しかも更にエネルギーの節約、汚染減少など有益な技術効果が生じるので、クレーム2のb方案は証拠1に対して際立った実質的な特徴及び顕著な進歩を有し、進歩を有している。

禁 無 断 転 載

平成 24 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

特許性判断におけるクレーム解釈に関する
調査研究報告書

平成 25 年 2 月

請負先 一般財団法人 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地

精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@iip.or.jp